

◎新潟県告示第524号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和33年5月31日新潟県告示第806号で指定し、平成2年4月17日新潟県告示第1158号で変更した海岸保全区域のうち江積漁港（江積地区）の区域内の海岸保全区域を廃止する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課及び佐渡市農林水産部農林水産振興課において縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

1 海岸名

新潟県佐渡沿岸江積漁港（江積地区）海岸

2 指定区域

基点1から基点6までを順次結んだ線及び基点1と基点6とを結んだ線により囲まれた区域。

基点1 北緯37度50分07秒、東経138度13分18秒の地点

基点2 基点1の地点から109度04分32秒38.266メートルの地点

基点3 基点2の地点から24度45分37秒29.905メートルの地点

基点4 基点3の地点から10度17分41秒35.146メートルの地点

基点5 基点4の地点から358度45分07秒10.607メートルの地点

基点6 基点5の地点から281度12分56秒36.895メートルの地点

3 指定及び廃止年月日

令和6年4月26日